児 童 福 祉 |法及び児童虐待 \mathcal{O} 防 止 等に関する法律 \mathcal{O} 部を改正する法律案要綱

第一 児童福祉法の一部改正

保 護 者 \mathcal{O} 指 導 12 関 す る家庭 裁裁 判 所 \mathcal{O} 勧 告等に関 す る事 項

1 家 庭 裁 判 所 は、 施 設 入 所等 \mathcal{O} 措 置 に 関 す Ź 承 認 \mathcal{O} 申 立 7 が あ った場合は 都道 府 県 に対

当該

申

立てに係る保護者 に 対する指導措置 |を採るよう勧告することができるものとすること。 (第二十八条

第四項関係)

2 家庭 裁裁 判 所 は、 1 に よる勧告を行った場合において、 施設 入所等 \mathcal{O} 措 置 に 関 する 承 認 \mathcal{O} 申 <u>\\</u> 一てを却

下する審判をするときであって、 当該: 勧 告 に係る当該保護者に対する指導 措 置 を採ることが 相 当で あ

ると認めるときは 都道 所県に対 Ų 当該 指 導措置を採るよう勧告することができるものとすること

。 (第二十八条第七項関係)

3 家庭 裁判所は、 1 又は2による勧告を行ったときは、 その旨を当該保護者に通知するものとするこ

と。(第二十八条第五項及び第八項関係)

二 一時保護に関する事項

1 二月を超えて引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場

合においては、

児童

相談

所長又は都道府県

知事が引き続き一

時保護を行おうとするとき、

及び引き続

き 時 '保護を行 った後二月を超えて引き続き一時 保護を行おうとするときごとに、 児童相 談 所 長 又は

都 道 府県知事 は、 家庭裁 判所の 承認を得なければならないものとすること。 (第三十三条第五 項 関 係

2 児 童相談所長又は都道府県知事は、 1による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合

に お やむを得ない事情があるときは、 一時保護を開始した日から二月を経過した後又は 1によ

り引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、 当該申立てに対する審判が確定するま で 0 間

引き続き一 時 保護を行うことができるものとすること。 ただし、 当該申立てを却下する審判 が あった

場合は、 当該 審判 の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限るも

のとすること。(第三十三条第六項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

都道府県知事又は児童相談所長は、 児童虐待を受けた児童について当該児童虐待を行った保護者 の同

て、 意の下で施設入所等の措置が採られ、 近をはいかいしてはならないことを命ずることができるものとすること。(第十二条の四第一項関係) 身辺につきまとい、 信の全部が制限されている場合において、 当該保護者に対 Ĺ 又は当該児童の住所若しくは居所、 当該児童の住所若しくは居所、 又は一時保護が行われ、 特に必要があると認めるときは、六月を超えな 就学する学校その他その 就学する学校その他の場所において当該児 かつ、 当該保護者について、 通常所在する場 1 期間、 面会及び通 を定め 所 の付 童 \mathcal{O}

第三 施行期日等

その他所要の改正を行うこと。

施行期日

この 法律は、 部 の規定を除き、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行すること。(附則第一条関係)

一 検討規定

政 府はこの法律の施行後三年を目途として、 児童相談所の体制の整備の状況、 家庭裁判所の関与の下

での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童 相 談

所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、こ

の法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるものとすること。 (附則第四条関係)

三 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の改正を

行うこと。

児童. 福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

(児童! 福 祉 法の一 部改正

第一 条 児童 福 祉 法 (昭 和二十二年法律第百 六十四号) の 一 部を次 0 ように改正する。

第 八条 第 一項 及 び第二 八項中 第三十三条第五項」 を削

る。

第十九条の九第二項第四号ただし書中 「その他の」 を「及び」に改める。

第二十一

条の十

-の五第

一項中

医

師

の 下 に

歯

科医師、

保健

師、

助

産

師

を加える。

第二十

八

条第

項

ただし書

中

「この条」

の 下 に

並

びに第三十三条第二

項

及び

第九

項」

を加

え、

同

条 第 第二十五 一条の二 第 項 中 第三十三条第八項」 を 「第三十三条第 十項」 に改 8 る。

兀 I 項 中 「定めて」の下に 一、 当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること」 を加え

求 を 「求めること、」に改め、 同条第五項中 「承認の」 の 下 に 「申立てに対する承 認 \bigcirc を加

え、 「保護者に 対 L 1指 導措置」 を 「保護者 12 対する指 導措置」 に、 当 該 **K保護者** に 対対 Ļ 指導 措 置 上を採る

ベ き旨、 を 都道府品 県 12 を 「都道· 府 深県に対, Ļ 当該指 導 措置を採るよう」 に改め、 同 条第四 項 \mathcal{O} 次に · 次 の

項を加える。

家庭裁判所は、 前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

第二十八条に次の二項を加える。

家庭 裁 判所 は 第四 項の 規定による勧告を行つた場合において、 措置に関する承認 の申立てを却下す

る審判をするときであつて、 家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指

導措置を採ることが相当であると認めるときは、 都道府県に対し、 当該指導措置を採るよう勧告するこ

とができる。

第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第三十 条第四 項中 同 条第五項」 の 下 に っ か ら第七項ま での 規定」 を加え、 同項第三号中「第三十三

条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

第三十三条第二項中 「措置」の下に「(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除

く。)」を加え、 同条第五項中 「経過するごとに、」 を 「超えて引き続き一時保護を行おうとするときご

とに、 児 童 相談 所 長又は」に、 都 道 府 県児童福祉審 議会の言 意見を聴か なければ」 を 「家庭 裁裁 判 所 \mathcal{O} 承認

を得なければ」に改め、 同項ただし書中「請求」の下に「若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十

第四 中 三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求」を加え、 第六 項 \mathcal{O} 項 規定によ 〈各号」 を る勧告を受けて採る指導措置を除く。 「 第 八項各号」 に改り め、 同 条第 + · 項 中 第十 - 一項に 第六 同条第七項中 項」 おいて同 を 第 「措置」 八項」 に改 の下に「(第二十八条 を加え、 め、 同 同 条 第 条第 五. 項 八項 \mathcal{O}

次

に

次

の 二

一項を加

える。

合は、 するま は をした場合にお 児 童 同 項 で 当該審 0) 相談所長 規定 \mathcal{O} 間 判 に いて、 より の結果を考慮してもなお引き続き一 引き続き一 又は都道府県知事は、 引 き続 やむを得ない事 時保 き 時 護を行うことができる。 保護 を行 情が 前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の つた後二月を経 あるときは、一 時保護を行う必要が ただし、 過 時保護を開 L た後 当該 ŧ 始した日 申立てを却下す 当該 あると認めるときに限 申 立 から二月を経 一てに る審判 対する が 審 過 る。 あ 判 した後又 申立て つ が た 確 場 定

項 \mathcal{O} 中 前 時 項 本文の日 引 保 き続 護 に き 係 規定により引き続き一 る承 時 保護を行 認 の申 立てに おうとするとき、 対する立 時保護を行つた場合において、 審 判 が 及 び 確定 引き続 L た場 合に き 時 お 保 け 派護を行 第五 る 同 項 項本文の規定による引き続 った」 \mathcal{O} 規 定 とあ \mathcal{O} 適 るの 用 に は、 つい 7 「引き続 は いて 同

1

7

の 一

時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

第三十三条の六第四項中「第三十三条第六項第二号」を「第三十三条第八項第二号」に改める。

第三十三条の 七 中 「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者 (以 下 「児童等」 という。 _ を 「児童

等」に改める。

第三十三条の十第三号中「児童の」を「児童に」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二条 児童虐待 の防止等に関する法律 (平成十二年法 律第 八十二号) の一部を次のように改正する。

第 匹 条 、第二項型 及 び 第 五. 条第 項 中 保保 健 師 を 歯歯 科 医 師 保 健 師 助 産 師、 看 護 師 に 改 いめる。

第 条の 兀 第 一項中 都 道 府 県 知事」 の 下 に 「又は 児 童 相 談所長」 を加え、 (児 童 福 祉 法第二十八

条の 規定によるも のに限る。 _ を削り、 「採られ」の下に 又は児童福祉法第三十三条第 項若、 しく

は 第二項 の規定による一時保 護が 行わ れ を加え、 同条第二項及び第三項中 都 道府 県知 事」 \mathcal{O} 下に 又

は 児 童 相 談 所 長 を加い え、 同 条第 五. 項 中 「児童 福 祉 法第二十八条の 規定に による」 を削 り、 「変更され た場

合 の 下 に 児 童 福 祉法第三十三条第 項若, しく は 第二項 \mathcal{O} 規定 による 時 保 護が 解 除 され た場 合 を

加え、 「全部又は」 を 「全部若しくは」に改め、 「採られ」の下に $\overline{\ }$ 又は同法第三十三条第六項 \mathcal{O} 規定

により引き続き一時保護が行われ」を加え、 の 下 に 「又は同 法第三十三条第五項本文の 規定による引き続いての一時保護に係る承認 「同条第二項」を「同法第二十八条第二項」に改め、 \mathcal{O} 申立てに対す 審判

る審判」 を加い え、 同条第六項 中 都 道 府県 知 事 の下に 又 は児 童 相 談 ()所長」 を加い える。

第十三 条 Ò 四中 「医師」 の 下 に 歯科 医 師 保健 師、 助 産 師 を加える。

第十六条第二項中「第三十三条第八項」を 「第三十三条第十項」 に、 「第三十三条第六項から第九項ま

で」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際現 に行 わ れ ってい るこの 法律による改 Ī 前 の 児 童 **基福祉法** (以下この 条に お 7 · て

旧 !児童! 福 祉法」という。)第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護であって、 当 該 時保護を

開 始 L た日から二月を超えているものに つい てのこの法律による改正後の児童福祉法第三十三条第五 項の

規 定 \mathcal{O} 適 用 に関 しては、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 \mathcal{O} 直 近 \mathcal{O} 児童 福 祉法第三十三条第四 項 \mathcal{O} 規定によ る引き続

1 7 \mathcal{O} 時 保護 を 行 0 た 日 (引き続 1 7 \mathcal{O} 時 保 護 を 行 0 た 日 か ら二月を経 過するごとの 日 を含む。

お 7 て、 旧 児童 福 祉法 第三十三条 第 項 又 は 第二項 0 時 保 護 が 開 始されたも 0 とみ な す。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 この 附 則 に 規定するも \mathcal{O} のほ か、 この法律の施 行に関 し必要な経 過措置 は、 政令で定める。

(検討)

第四 条 政 府 は、 ک \mathcal{O} 法 律 の施行後三 年 -を目: 途として、 児童 相 談 所 \mathcal{O} 体 制 \mathcal{O} 整 備 \mathcal{O} 状 況、 家庭 裁 判 所 \mathcal{O} 関 与

 \mathcal{O} 下 で \mathcal{O} 児 童 福 祉 法第六条の三第 八 、項に規 定する要保 護児童 を適切 に 保 護 するために 都 道 府 県及 び 児 童 相

談 所 が採 る措 置 \mathcal{O} 実施 状況その 他 のこの 法律による改 正後 0) それぞ れ (T) 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 沢沢等を 勘 案

 \mathcal{O} 法 律 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} そ れぞれ 0 法 律の 規定に つい 7 検討を加え、 その 結果に基づい て必要な措置 を講 ず

るものとする。

(家事事件手続法の一部改正)

第五条 家事 事件手続法 (平成二十三年法律第五十二号) の一部を次のように改正する。

第二百三十四条中 「同じ。) 及び」を「同じ。)、」に、 「次条において同じ。)は」 を 「同条におい

て同じ。) 及び 児 童 相 談 所長 又 は 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 引き続 1 7 \mathcal{O} 時保 護 に つい 7 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 審 判 事 件 同 表

の百二十八の二 0) 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 事 項に 0 7 ての 審判: 事 件をいう。 同条に お 7 て同じ。 は に改 δ る。

第二百三十五条中 「(当該 審判事件を本案とする保全処分につい ての 審判事件を含む。 及び都道府県

 \mathcal{O} 措置 0 期 間 の更新に つい て の承 認の審判事 件 を $\overline{}$ 都道· 府県の 措置 \mathcal{O} 期 間 O更新につい て 0 承 認 \mathcal{O} 審

判 事 件 及 び 児 童 相 談 所 長 又は 都道 府 県 知 事 \mathcal{O} 引 うき続 7 7 う 一 時 保 護 12 つ V 7 0) 承 認 \mathcal{O} 審 判 事 件 に 改 8

第二百三十六条第 項及び: 第二百三十七条中 「承 認 又は」 を 「承 認、 に、 承 認 *⊕* を 承 認又は児

童 相談所長若しくは都道 府県 知事 0 引き続いての一 時保護に つい · ~ の 承 認 *(*) に改める。

第二百三十八条に次の二号を加える。

五. 児童 相談 所 長又 は 都 道 府県. 知 事 \mathcal{O} 引き続 いて \mathcal{O} 時保護に ついて 0 承 認 の審判 児童を現に監護 す

る者 児童 に 対 L 親 権 を行う者 及 び 児 童 \mathcal{O} 未 成年 後 見 人

六 児 童 相談 所長又は都道府県知事 'の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判

申立人

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条 削除

別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、 同表

の百二十八の項の次に次のように加える。

	百二
	二十八の二
続いての一時保護についての承認	児童相談所長又は都道府県知事の引き
	児童福祉法第三十三条第五項

理由

虐待を受けている児童等の保護を図るため、 児童福祉法第二十八条の保護措置の手続において、 家庭裁判

強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、

児童等の保護につい

ての司法関与を

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(新旧対照条文

目次

\bigcirc	\circ	\circ
家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(抄)(附則第五条関係)————————————————————————————————————	児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(抄)(第二条関係)————————————————————————————————————	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(第一条関係) ————————————————————————————————————

改

正

案

現

行

傍線
\mathcal{D}
部
分
は
改
正
部
分

第八条 第一 いう。 る審議会その他の合議制の機関を置くものとする。 限に属させられた事項を調査審議するため、 条第六項、 (昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条 この限りでない。 項に規定する地方社会福祉審議会(以下)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては 第八項、 第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権 第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、 都道府県に児童福祉に関す 「地方社会福祉審議会」と ただし、 社会福祉法 第三十五 第八条 五第三項、 第八項、

②~⑦ (略)

8 項、 め 項及び第六項において同じ。)は、 条の十五、第三十五条第六項、 する都道府県にあつては、 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に規定 若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。 第三十三条の十二第一項及び第三項、 出版物、 玩具、 地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六 遊戯等を推薦し、 第四十六条第四項並びに第五十九条第五 児童及び知的障害者の福祉を図るた 第三十三条の十三、第三十三 又はそれらを製作し、 興行

②~⑦ (略)

8

する都道府県にあつては、 ることができる。 れらを製作し、 害者の福祉を図るため、 びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。 条の十三、第三十三条の十五、第三十五条第六項、 項 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に規定 第三十三条第五項、 興行し、 若しくは販売する者等に対し、 芸能、 第三十三条の十二第一項及び第三項、 地方社会福祉審議会とする。 出版物、 玩具、 遊戯等を推薦し、) は、 第四十六条第四項 第二十七条第六 児童及び知的障 必要な勧告をす 第三十三 又はそ

第十九条の九 (略)

れかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしては② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいず

一~三 (略)

ならない。

兀 規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しない 平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六 定めるものに該当する場合を除く 医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に の理由となつた事実及び当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病 定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分 を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、 以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年 された者が法人でない場合においては、 ないものを含み、 十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者 が法人である場合においては、 ない者 機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過し こととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で という。 申請者が、 (当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過し 第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療 当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消 当該取消しの処分に係る行政手続法 当該通知があつた日前六十 当該取消しが、 (以下「役員等 指 Ħ

第十九条の九 (略)

れかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしては② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいず

一~三 (略)

ならない

几 ない者 の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定 以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五 平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六 が法人である場合においては、 機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経 令で定めるものに該当する場合を除く。 ないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省 文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消 疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、 定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消 を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、 された者が法人でない場合においては、 ないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消 十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者 という。) であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過 申請者が、 (当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者 第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病 当該取消しの処分に係る行政手続法 当該通知があつた日前六十 当該取消しが、 (以 下 しに該当し この号本 「役員等 0 過し 医療 処 指

五~十 (略

五.~十

略

③ (略

第二十一条の十の五 童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の 妊産婦の医療、 妊産婦の医療、 助産師、 看護師、 福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、 福祉又は教育に関する機関及び医師 児童福祉施設の職員、 病院、 診療所、 児童福祉施設、 学校の教職員その他児童又は 学校その他児童又は 歯科医師 要支援児 保健師 市 町

② (略

村に提供するよう努めなければならない。

第二十五条の二 Ľ, めなければならない 要保護児童対策地域協議会 る者その他の関係者 図るため、 延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。 三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護 の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を 関係機関、 地方公共団体は、 (以 下 関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事す 「関係機関等」という。)により構成される 以下 単独で又は共同して、 「協議会」という。)を置くように努 次項において同 要保護児童 (第

②~8 (略)

第二十八条 (略)

を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置

③ (略)

第二十一条の十の五 ときは、 ばならない。 に関連する職務に従事する者は、 施設の職員、 妊産婦の医療、 当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなけ 学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、 福祉又は教育に関する機関及び医師、 病院、 診療所、 要支援児童等と思われる者を把握した 児童福祉施設、 学校その他児童又は 看護師、 福祉又は 児童福 教育

② (略)

第二十五条の二 図るため、 めなければならない。 要保護児童対策地域協議会 る者その他の関係者 じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦 延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。 三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護 関係機関、 地方公共団体は、 (以 下 関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事す 「関係機関等」という。)により構成される 以下 単独で又は共同して、 「協議会」という。)を置くように努 への適切な支援を 次項において同 要保護児童 (第

②~8 (略

第二十八条 (略)

を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置

めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新すの監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくそらし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくそ護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下こ

③ (略)

ることができる。

- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただ

 ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただ

 のおびその保護者に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する

 る指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する

 おうしまの承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場

 に関する承認」という。)の申立てがあった場

 に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- 保護者に通知するものとする。
 ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該
- 都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。 当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする
- 「深ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置をに関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他で関する乗判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置

所の承認を得て、当該期間を更新することができる。 護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児 護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下こ

- ③ (略)
- その保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。 し書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場の、家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただ

(新設)

を採るよう勧告することができる。

⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第三十一条 (略)

② • ③

略

4

が、 第一 いて、 第一 者の監護者」と、 第 延長者の監護者」 親権」と、 長者の監護者に」 監護者」という。 の他の者で、 この条において において、 各号のいずれかに該当するものをいう。)について、 る第二十七条第一項第三号」と、 る第二十七条第一項第三号」と、 「第二十七条第一項第三号」とあるのは 都道府県は、 項第三号」とあるのは 号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合 項第三号」 その児童」とあるのは 第二十七条第一項第三号」とあるのは 第二十八条の規定の適用については、 同項第一号中「保護者」 延長者を現に監護する者 と 延長者 「延長者」という。) と、 と 「第二十七条第一項第二号」とあるのは が、 同条第二項ただし書中「保護者」とあるのは「延長 「児童」とあるのは 「当該児童」とあるのは (児童以外の満二十歳に満たない者のうち、 その延長者」と、 「第三十一条第四項に規定する延長者 「第三十一条第四項の規定による第二十七条 同項第二号中 「児童の親権」とあるのは「延長者の とあるのは の親権を行う者、 (以下この条において「延長者の 「第三十一条第四項の規定によ 「保護者に」とあるのは 「延長者」と、 「おいて、 「保護者」とあるのは 「当該延長者」と、 「延長者の監護者」 同条第一 第二十七条第一項 同項の規定によ 未成年後見人そ 項中「保護者 「第三十一条 「第二十七条 (以 下 と、 次の 延延 「お

(新設)

第三十一条 (略)

②·③ (略)

4

第一 親権」と、 いて、 が、 者の監護者」と、 第一項第三号」とあるのは 延長者の監護者」 る第二十七条第一項第三号」と、 る第二十七条第一項第三号」と、 長者の監護者に」 監護者」という。) の他の者で、 この条において において、 第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。 各号のいずれかに該当するものをいう。)について、 「第二十七条第一項第三号」とあるのは 都道府県は、 その児童」とあるのは 項第三号」と、 第二十七条第一項第三号」とあるのは 第二十八条の規定の適用については、 同項第一号中「保護者」 延長者を現に監護する者 延長者 「延長者」という。 と と、 「第二十七条第一項第二号」とあるのは が、 同条第二項ただし書中 「児童」とあるのは 「当該児童」とあるのは (児童以外の満二十歳に満たない者のうち、 その延長者」と、 「第三十一条第四項に規定する延長者 「第三十一条第四項の規定による第二十七条 同項第二号中 「児童の親権」とあるのは「延長者の とあるのは の親権を行う者、 (以下この条において「延長者の 「第三十一条第四項の規定によ 「保護者に」とあるのは 「保護者」とあるのは 「延長者」 「おいて、 「保護者」とあるのは 「当該延長者」 「延長者の監護者」 同条第 と 第二十七条第一項 同項の規定によ 未成年後見人そ 項中 「第二十七条 「第三十一条 この場合 「保護者 (以 下 延 次 「お

定 中 ٢, 第四項の規定による第二十七条第一項第二号」と、 「延長者」と、 「保護者」とあるのは 「児童」 とあるのは 同条第四項中「保護者」とあるのは 「延長者」と、 「延長者の監護者」とする 同条第五項から第七項までの規 「児童」とあるのは 「延長者の監護者」

(略

三 ている者(前二号に掲げる者を除く。 第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護が行わ れ

(5) (6) (略

第三十三条 略

2

都道府県知事は、

必要があると認めるときは、

第二十七条第一

は適当な者に当該 況を把握するため、 を図るため、 置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護 第二項の措置 又は児童の心身の状況、 (第 一十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措 時保護を行うことを委託させることができる 児童相談所長をして、 その置かれている環境その他の状 児童の 時保護を行わせ、 項又は 又

3 • 4 略

(5) とに、 ばならない。 時保護を行つた後二月を超えて引き続き一 都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、 う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行 児童相談所長又は都道府県知事は、 ただし、 当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは 時保護を行おうとするときご 家庭裁判所の承認を得なけれ 児童相談所長又は 及び引き続き一

> のは と 第四項の規定による第二十七条第一項第二号」と、 「延長者」と、 「延長者の監護者」とする 「児童」とあるのは 同条第四項中「保護者」とあるのは 「延長者」 と、 同条第五項中 「児童」とあるのは 「延長者の監護者」 「保護者」とある

(略

三 る者 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行わ (前二号に掲げる者を除く。 れ

(5) (6) 略

第三十三条 略

2 は適当な者に当該 況を把握するため、 を図るため、 第二項の措置を採るに至るまで、 都道府県知事は、 又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状 時保護を行うことを委託させることができる。 児童相談所長をして、 必要があると認めるときは、 児童の安全を迅速に確保し適切 児童の 第二十七条第一 時保護を行わせ、 がな保護 項 文は 又

3 4 略

(5) 第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当 童 時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、 都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、 う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、 福祉審議会の意見を聴かなければならない。 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行 ただし、 児童相談所長又は 及び引き続き一 当該児童に係る 都道府県児

児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人のの七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条

⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いて (新設)解任の請求がされている場合は、この限りでない。

の一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情

規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立

時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の

があるときは

きる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判のてに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことがで

に限る。
結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき

- 項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する

前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、

7

き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」

審判が確定した場合における同項の規定の適用については、

同項中「引

とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判

が確定した」とする。

8

(略)

受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。)を採るに至るま十一条第四項の規定による措置(第二十八条第四項の規定による勧告をり一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定によ

権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親

(新設)

第五

⑥ (略)

7

、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させるこ十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、児童相談所長をしてり一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三り一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三の規定により、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定によ

行うことを委託させることができる。で、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を

10 するため、 は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握 次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、 者のうち、 る措置を採るに至るまで、 児童相談所長は、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 保護延長者の一時保護を行い、 特に必要があると認めるときは、 保護延長者 (児童以外の満二十歳に満たない 又は適当な者に委託して、 第八項各号に掲げ 以下この項及び 当 又 8

一・二 (略)

該

時保護を行わせることができる。

(11)

(略)

ては、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用につい

第三十三条の六 (略)

② • ③

(略)

これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければを受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた満額が開います。① 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第

とができる。

該 するため、 は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握 次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、 者のうち、 る措置を採るに至るまで、 児童相談所長は、 時保護を行わせることができる。 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 保護延長者の一時保護を行い、 特に必要があると認めるときは、 保護延長者 (児童以外の満二十歳に満たない 又は適当な者に委託して、 第六項各号に掲げ 以下この項及び 当 又

·二 (略)

9

(略)

第三十三条の六 (略)

② • ③

(略

⑤·⑥ (略)

(5) (6)

(略

ならない。

第三十三条の七 の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、 親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判 三十四条の二第一項、 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百 第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による 児童相談所長も、

第三十三条の十 (略)

これを行うことができる。

一・二 (略

三 時間の放置、 を著しく怠ること。 は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長 同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又

第三十三条の七 条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪 等」という。)の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下 「児童

失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消

しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを

行うことができる。

第三十三条の十 (略)

一・二 (略)

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長 同居人若しくは生活を共にする他の児童のよる前二号又

時間の放置、

は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務

を著しく怠ること。

兀 (略)

兀

(略)

第十二条の四 近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。 が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。 おいて当該児童の身辺につきまとい、 者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所に 働省令で定めるところにより、 虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、 る行為の全部が制限されている場合において、 の規定により、 若しくは第一 について施設入所等の措置が採られ、 就学する学校その他その通常所在する場所 二項の規定による一時保護が行われ、 都道府県知事又は児童相談所長は、 当該児童虐待を行った保護者について、 六月を超えない期間を定めて、 又は当該児童の住所若しくは居所 又は児童福祉法第三十三条第 (通学路その他の当該児童 児童虐待の防止及び児童 児童虐待を受けた児童 かつ、 同項各号に掲げ 第十二条第一項 当該保護 厚生労 の付 一項

よる意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定にとり第一項の規定による命令に係る期間を更とするとき(前項の規定により第一項の規定による命令をしよう 3

らない

第十二条の四 する経路を含む。 期間を定めて、 等の措置 ができる。 通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動 児童の住所若しくは居所、 する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、 と認めるときは、 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要がある ついて、 カゝ つ、 同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、 第十二条第一項の規定により、 (児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。 都道府県知事は、 当該保護者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 の付近をはいかいしてはならないことを命ずること 就学する学校その他その通常所在する場 児童虐待を受けた児童について施設 当該児童の住所若しくは居所、 当該児童虐待を行った保護者に 六月を超えない 又は当該 が採られ 就学 入所 所

を更新することができる。
さは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間きは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間の止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めると
都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の

めの手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。きを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のたの規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするとき(前項都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項

4 (略

5 三条第 間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五 する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置 規定による命令が発せられたときであって、 の規定により引き続き一 により引き続き施設入所等の措置が採られ、 た場合は、 第十二条第 ħ 第 停止され、 項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除さ 項若しくは第 当該命令は、 一項の規定による制限の全部若しくは 若しくは他の措置に変更された場合、 一項の規定による一 時保護が行われている場合において、 その効力を失う。 時保護が解除された場合又は 同法第二十八条第三項の規定 当該命令に係る期間が経過 又は同法第三十三条第六項 部が行われなくなっ 児童福祉法第三十 第一項 の期 項 \hat{O} 本

が確定したときも、同様とする。文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判

めるところにより、その命令を取り消さなければならない。 合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 祉施設の職員、 関を除く。)並びに医師、 校その他児童の医療、 る職務に従事する者は、 地方公共団体の機関及び病院、 学校の教職員その他児童の医療、 福祉又は教育に関係する機関 市町村長、 歯科医師 都道府県の設置する福祉事務所の長 保健師 診療所、 助 福祉又は教育に関連す 産師、 (地方公共団体の機 児童福祉施設、 看護師、 児童福 学

4 (略)

5 おいて、 様とする。 置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、 に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措 条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合に 行われなくなった場合は、 変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は 定による施設入所等の措置が解除され、 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第T 第 一項の規定による命令が発せられたときであって、 当該命令は、 その効力を失う。 停止され、 若しくは他の 同法第二十八 十十八 当該命令 八条の規 措 部 置に 同

、その命令を取り消さなければならない。 必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより 6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 村長、 その他児童の医療、 関を除く。 校その他児童の医療、 都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐 並びに医師、 地方公共団体の機関及び病院 福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、 福祉又は教育に関係する機関 看護師、 児童福祉施設の職員、 診療所、 児童福: (地方公共団 学校の **温祉施設**、 教 体 職員 :の機 市 学 町

と認められるときは、 者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある 情報を提供することによって、 由 又は業務の遂行に必要な限度で利用し、 する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務 たときは、 童 又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況 これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児 があるときは、 その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められ 当該資料又は情報について、 これを提供することができる。 この限りでない 当該資料又は情報に係る児童、 当該市町村長、 かつ、 利用することに相当の理 ただし、 都道府県の設置 当該資料又は その保護

(延長者等の特例)

2

第十六条

略

いて 項までの まで又は第二項の規定による措置と、 者を保護者と、 者等虐待」という。 する延長者等について行う次に掲げる行為 成年後見人その他の者で、 この項において 第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者 「延長者等の監護者」という。 規定による一 延長者等虐待を児童虐待と、 「延長者等」という。)

については、 時保護を同条第 延長者等を現に監護する者)及び延長者等の監護者がその 延長者等を児童と、 同法第三十三条第八項から第十 項又は第一 延長者等の親権を行う者、 (以下この項において 同法第三十一 一項の規定による一時 (以下この項にお 延長者等の監護 号から第三号 条第二項 「延長 (以下 から 監護 未

> について、 りでない 0) することができる。 で利用し、 相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度 者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、 環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、 待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている 当該資料又は情報に係る児童、 権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 当該市町村長、 か つ、 利用することに相当の理由があるときは、 ただし、 都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童 当該資料又は情報を提供することによって その保護者その他の関係者又は第三者 その保護者その他 当該資料又は これを提供 この \mathcal{O} 関係 情

(延長者等の特例)

第十六条

(略

2 者等虐待」という。)については、 いて までの規定による一 まで又は第二項の規定による措置と、 第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一 者を保護者と、 する延長者等について行う次に掲げる行為 成年後見人その他の者で、 この項において 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者 「延長者等の監護者」という。 延長者等虐待を児童虐待と、 「延長者等」という。 時保護を同条第 延長者等を現に監護する者)及び延長者等の監護者がその 延長者等を児童と、 項又は第二項の規定による一時 同法第三十三条第六項から第九 延長者等の親権を行う者、 (以下この項において 同法第三十一 (以下この項に 延長者等の 号から第三号 条第二項 延延 以 から 監護 監護 項 未 保

	保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第	護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十
	十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三	三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条
	条の五の規定を適用する。	の五の規定を適用する。
	一~四 (略)	一~四 (略)
í		

_
傍
線
部
分け
/ 4
炎工
正部
分)
ر,

(陳述及び意見の聴取)	児童の未成年後見人及び児童について準用する。の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び第二百三十五条(第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の(第)(月級行為前人)	同じ。)は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄の期間の更新についての承認の審判事件をいう。同条において同じ。)及びは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認は都道府県の措置についての承認の審判事件(同表の百二についての承認の審判事件をいう。 「以表第一のの方においてのでは、 「は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄の方に、 「は、児童のは、 「は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄の方に、 「は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄の方に、 「は、児童のは、 「は、児童のは、 「は、児童のは、 「は、児童のは、 「は、 」をいる。 「は、 「は、 「は、 」をは、 「は、 「は、 」をは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	改 正 案
(陳述及び意見の聴取)	見人及び児童について準用する。ける児童を現に監護する者、児童にむ。)及び都道府県の措置の期間の	審判事件(当該審判事件を本案とする保全処分につい第二百三十五条 第百十八条の規定は、都道府県の措置	地 事 項 で 管 轄 で の 期 間 に つ い て に の 期 間 に の 期 間 に の 期 間 に の に の 期 間 に の に る る る に る る る る に る る 。 に る る る に る る る 。 る る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	現
	る。 児童に対し親権を行う者、児童の未成年後期間の更新についての承認の審判事件にお	審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の	を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。 事項についての審判事件をいう。次条において同じ。) は 事項についての審判事件をいう。次条において同じ。) を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。	行

2 第二百三十六条 第二百三十八条 第二百三十七条 は、 いての 六 Ŧī. 未成年後見人に告知しなければならない。 者のほか、 の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続 以 とが明らかなときを除き、 をする場合には、 県知事の引き続いて 県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府 一 〈 匹 (即時抗告) (審判の告知 上のものに限る。)の陳述を聴かなければならない。 童の未成年後見人 承認の審判 略 即時抗告をすることができる 児童相談所長又は都道府県知事の引き続い 児童相談所長又は都道府県知事の引き続い 時保護についての承認の審判は、 略 児童を現に監護する者、 家庭裁判所は、 都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間 次の各号に掲げる審判に対しては、 児童を現に監護する者 申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないこ <u>の</u> 時保護についての承認の申立てについての審判 前条に規定する者 都道府県の措置についての承認、 児童に対し親権を行う者及び児童の 児童に対し親権を行う者及び児 第七十四条第一 (児童にあっては、 ての ての 当該各号に定める者 時保護についての 時保護につい 項に規定する 十五歳 都道府 ての 第二百三十八条 2 第二百三十六条 第二百三十七条 府県の措置の期間の更新についての承認の申立てについての審判をする は、 後見人に告知しなければならない。 か、 間の更新についての承認の審判は、 ものに限る。 らかなときを除き、 場合には、 (新設) (新設) <u>〈</u> 匹 (即時抗告) (審判の告知) (略) 即時抗告をすることができる。 児童を現に監護する者、 申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明 略)の陳述を聴かなければならない。 家庭裁判所は、 都道府県の措置についての承認又は都道府県の措置 次の各号に掲げる審判に対しては、 前条に規定する者 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年 都道府県の措置についての承認又は 第七十四条第一 (児童にあっては、 一項に規定する者の 当該各号に定める者 十五歳以上 一の期 ほ

第 一百三十九条 削除

(都道府県の措置についての承認の審判事件を本案とする保全処分)

第二百三十九条 判所) 当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む くは居所、 の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若し 当該保護者に対し、 申立てにより、 いて、当該児童の保護のため必要があるときは、 保護者について同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合にお についての承認の申立てがあり、 一項の規定による一時保護が行われている児童について都道府県の措置 (平成十二年法律第八十二号) 第十二条第一項の規定により当該児童 の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。 は 児童福祉法 就学する学校その他その通常所在する場所 承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの 家庭裁判所 当該児童の住所若しくは居所 (昭和二十二年法律第百六十四号) (第百五条第二項の場合にあっては、 かつ、 児童虐待の防止等に関する法律 当該申立てをした者の 就学する学校その他 (通学路その他 第三十三条第 高等裁 間 \mathcal{O}

別表第一(第三十九条、第百十六条—第百十八条、第百二十八条、第百二 十九条、 二百九条、 第百五十条、 八十二条、 条、第百六十七条、第百六十八条、第百七十六条、第百七十七条、 第百三十六条、第百三十七条、第百四十五条、 第百八十八条、 第二百十六条、 第百五十九条—第百六十二条、第百六十四条、 第百八十九条、 第二百十七条、 第二百二十五条—第二百二十 第二百一条—第二百三条、 第百四十八条 第百六十五 第百

十九条、

第百五十条、

第百五十九条—第百六十二条、第百六十四条、

二百九条、

第二百十六条、

第二百十七条、

八十二条、

第百八十八条、

第百八十九条、

	の十百八二	十 百八 二	十 百七 二	児童福祉法		項	条 関係)
	護についての承認用の引き続いての一時保知事の引き続いての一時保	新についての承認都道府県の措置の期間の更	承認都道府県の措置についての			事項	第二百三十二条、第二百三十四条、
(略)	児童福祉法第三十三条第五項	し書し書出社法第二十八条第二項ただ	一号及び第二号ただし書百六十四号)第二十八条第一項第児童福祉法(昭和二十二年法律第		(略)	根拠となる法律の規定	十四条、第二百四十条—第二百四十四
	設 (新	十 百八二	十 百七 二	児童福祉法		項	条 関係)
	(新設)	新についての承認都道府県の措置の期間の更	承認都道府県の措置についての	社法 		事項	第二百三十二条、第二百三十四条、
(略)	(新設)	し書し書	号及び第二号ただし書号及び第二号ただし書		(略)	根拠となる法律の規定	一十四条、第二百四十条—第二百四十四

$\overline{}$	
	略
	ΨД
	(略)
	<u>н</u> ц
	m
	(略
$\overline{}$	_
<u> </u>	へ 略
	略
	略
	略
	略
	略
	(略)
	(略) (略) (略)
	(略)
	(略)
	(略)

0 参照条文児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

兀	三	$\stackrel{-}{-}$	_	
民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄) ———————————————————————————————————	家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(抄) ———————————————————————————————————	児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月法律第八十二号)(抄)9	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄) ———————————————————————————————————	目次

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)

第八条 規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、 社会福祉法 審議会」という。 第八項、 第二十七条第六項、 (昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、 第三十三条第五項、 第三十三条の十五第三 都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。 項、 第三十五条第六項、 この限りでない。 第四十六条第四項及び第五十九条第五 (以 下 「地方社会 ただ 項 \mathcal{O}

②~⑦ (略)

第五 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会 第三十三条第五項、 十九条第五項及び第六項において同じ。 興行し、 若しくは販売する者等に対し、 第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、 は、 (第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、 必要な勧告をすることができる。 児童及び知的障害者の福祉を図るため、 芸能、 地方社会福祉審議会とする。 出版物、 第三十五条第六項、 玩具、 遊戯等を推薦し、 第四十六条第四 第二十七 又はそれらを 項 条第六項 父並びに

第十九条の九(略

都道府県知事は 前項の申請があつた場合において、 次の各号のいずれかに該当するときは、 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしては

らない。

√三 (略)

兀

む。 疾病医療機 の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、 ない場合においては、 であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、 者 律第八十八号) 申請者が、 (当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、 であるとき。 関 第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、 の指 定の 第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその ただし、 当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含 取 消 しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除 当該取消しが、 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消し 当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人で 当該取消 その取消 医療機関の管理者 この号本文に規定する指定小児慢性 しの日から起算して五年を経過しな \tilde{O} の処分の理由となつた事実その他 処分に係る行政 (以 下 「役員等」 《手続法 という。) 平成 特定 五年

五~十 (略

3

(略

第十九 医療機関の 条の十八 指定を取り 都 道府県. 知 消 Ų 事 は、 又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定 部の効力を停止することができる。 小児慢性

- 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 第十九条の九第二項第一号から第三号まで、 第九号又は第十号の いずれかに該当するに至つたとき。
- 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。
- 兀 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。
- Ŧī. ぜられてこれに従わず、 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 又は虚偽の報告をしたとき。 第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは 診療録、 帳簿書類その 他 の物件の 提 出若 しくは 提 示を命
- 六 慢 0 る質問に対して答弁せず、 注意及び監督を尽くしたときを除く。 .性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、 若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、 第十九条の十六第一 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、 妨げ、 若しくは忌避したとき。 ただし、 同 当該 項 0 指定 規定によ 相当 小児
- 七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。
- 八 0) 又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 前各号に掲げる場合のほ か、 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも
- + 九 慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、 前各号に掲げる場合のほ か、 指定小児慢性特定疾病医療機関が、 一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著 その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の 小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 取 消 し又は指定小児
- 当な行為をした者であるに至つたとき。 定疾病医 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、 療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関 の指定の取消 し又は指定小児慢性 不正又は著しく不

く不当な行為をした者があるに至つたとき

第二十一条の は の職 当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。 員 学 + 校 0 の教職員その他児童又は 五. 病院、 診療所、 児童福祉施設、 妊 産婦の 医療、 学校その他児童又は妊産婦 福祉 又は教育に関連する職務に従事する者は、 の医療、 福祉又は教育に関する機関及び医師、 要支援児童等と思われる者を把握したとき 看護師、 児 童 福 祉

② (略

第二十五条の二 長者 児童対策地域協議会 (次項において「延長者等」という。)を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る 関係機関、 地方公共団体は、 関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者 (以 下 「協議会」という。)を置くように努めなければならない。 単独で又は共同して、 要保護児童 (第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護 (以 下 「関係機関等」という。)により構成される要保護 延

②~⑧ (略)

第二十五条の七 又はその保護者 児童等」という。 市町村 (以 下)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、 「通告児童等」という。)について、 (次項に規定する町村を除く。) は、 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦 必要があると認めたときは、 第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童 次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 (次項において「要保護

一・二 (略)

三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、 これをその実施に係る都道府県知事に報告すること

四 (略)

2 があると認めたときは、 福祉事務所を設置してい 次の各号のいず ない町村は、 要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、 れかの措置を採らなければならない。 通告児童等又は妊産婦につい 必要

一~三 (略)

兀 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、 これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

第二十五条の八 らなければならない。 定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規 その保護者又は妊産婦について、 必要があると認めたときは、 次の各号の いずれかの措置を採

一~三 (略)

兀 児童自立生活 援助の実施が適当であると認める児童は、 これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

は 少年法 児 (昭 童相 和 談所長は、 一十三年法律第百六十八号) 第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、 第六条の六第 一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児 第二十五条の七第一 項第一号若しくは第二 二項第一 号、 前 条第一号

その保護者又は妊産婦について、 必要があると認めたときは、 次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当 置する児童家庭支援センタ 又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に 指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。 都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相 児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、 又は市町村、 都道 府県以外 の者 お の設 て
- 兀 三 を必要とするものを除く。 児童及び妊産婦の福祉に関し、 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。 心理学的、 教育学的、)を行うことを要すると認める者 情報を提供すること、 社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援 相談 (次条の措置を要すると認める者を除く。) は、これを市町村に送致すること。 (専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。) に応ずること、 (専門的 な知識及び技 調査 及び指
- 五. 保育の利用等が適当であると認める者は、 これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、 又は通知すること。
- 七 六 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、 児童自立生活 援助の実施が適当であると認める児童は、 これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。 又は通知すること。
- 援法第五十九条第 実施に係る市 放課後児童健全育成事業、 町村の長に通知すること。 号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、 子育て短期支援事業、 養育支援訪問事業、 地域子育て支援拠点事業、 子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支 これをその事業
- 2 びその保護者の意向その 一号の規定による報告書には、 他児童の福祉 児童の住所、 増進に関し、 氏名、 参考となる事項を記載しなければならない。 年 齢 履 歴、 性行、 健康状態及び家庭環境、 同号に規定する措置についての当該児 童

の措置を採らなければ 道 府 県は、 ならな 条第一 項 第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、 次の 各号の ず

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること
- 又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、 児童又はその保護者を児 童相談所その 他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に 児童福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事、 児童委員若しくは当該都道 お て、 府

で定める者に委託して指導させること。 0 県 者の設置する児童家庭支援センター、 の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、 当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令 又は市町村、 当該都道府県以外

- 児童自立支援施設に入所させること。 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、 又は乳児院、 児童養護施設、 障害児入所施設、 児童心理治療施設若しくは
- 兀 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- 2 を入院させて障害児入所施設 都道府県は 肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、 (第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。 前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、)におけると同様な治療等を行うことを委託すること これらの児 童
- 3 都道府県知事は、 少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、 第一項の措置を採るにあたつては、 家庭裁判 所の 決定による指

が

できる

- 4 示 第一項第三号又は第二項の措置は、 に従わなければならない。 児童に親権を行う者 (第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。 以下同じ。 又
- (5) は 都道府県知事は、 未成年後見人があるときは、 第 項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、 前項の場合を除いては、 その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。 停止し、 又は他の措置に変更する場合には、 児童相談所長の 意

見

(を聴かなければならない。

6 解除し、 又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。 都道府県知事は、 停止し、 若しくは他の措置に変更する場合には、 政令の定めるところにより、第一 若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項 項第一号から第三号までの措置 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。 (第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第 の措置を 一号

とができる。 第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、 保護者が、 その児童を虐待し、 著しくその監護を怠り、 その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合にお 都道府県は、 次の各号の措置を採るこ いて

- 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、 家庭裁判所の承認を得て、 第二十七条第 一項第三号の措置を採ること。
- を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉の の措置を採ること。 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、 その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。 ため不適当であると認めるときは、 家庭裁判所の承認を得て、 ただし、その児童を親権 第二十七条第 一項第三
- 2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、 当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。 ただし、 当該措置に係る保護

者に対する指 その児童を虐待し、 当該期間を更新することができる。 導措置 (第二十七条第一項第二号の措置をいう。 著しくその監護を怠り、 その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、 以下この条において同じ。)の効果等に照らし、 当該措置を継続 都道府県 は、 心しなけ 家庭裁 れ 判 ば 保 所 護 0 承 者

- 3 合は、 した後も、 都道府県は、 当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。 当該申立てに対する審判が確定するまでの間、 前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、 引き続き当該措置を採ることができる。 やむを得ない事情があるときは、 ただし、当該申立てを却下する審判があつた場 当該 措 置 0 期 間 が 満了
- 4 た場合は 家庭裁判所は、 都道府県に対し、 第 一項第一 号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認(次項において「措置に関する承認 期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、 又は当該申立てに係る児童及 という。 0 申 <u>i</u> てが あ
- び その保護者に関 する必要な資料の提出を求めることができる。
- (5) [を採ることが相当であると認めるときは、 家庭裁判 所は、 措置に関する承認の審判をする場合において、 当該保護者に対し、 当該措置の終了後の家庭その他の環境 指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。 の調整を行うため当該保護者に対 し指

第三十一条 (略)

- ②·③ (略)
- 4 者で、 第一 条第一項第三号」と、 護者に」と、 その児童」とあるのは は 第二十七条第一項第二号」と、 号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合において、 都道府県は、 「延長者」と、 項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同項第二号中 「条第二項ただし書中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、 延長者を現に監護する者 「児童」とあるのは 「当該児童」とあるのは 延長者 同条第五項中 「児童の親権」とあるのは「延長者の親権」と、 「第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)の親権を行う者、 (児童以外の満二十歳に満たない者のうち、 「延長者」と、 「児童」とあるのは「延長者」と、 「保護者」とあるのは (以下この条において「延長者の監護者」という。) が、その延長者」と、 「当該延長者」と、「おいて、 「第二十七条第一項第三号」 「延長者の監護者」とする。 同条第四項中「保護者」とあるのは 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 第二十七条第一項第三号」とあるのは とあるのは「第三十一条第四項の規定による第1 同項第一号中「保護者」とあるのは 「第二十七条第一項第二号」とあるのは 第二十八条の規定の適用については、 「延長者の監護者」 「保護者」とあるのは 「保護者に」とあるのは 「おいて、 「延長者の監護者」と、)につい 「第三十一条第四項の規定による 同条第一項中 同項の規定による第二十 一十七条第 て、 と、 未成年後見人その他 第二十七条第一 「児童」とあるの 「延長者の監護者 「第二十七条 項第三号」と 「保護者 「延長者の監 第
- 又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定によ 満 十八歳に満 たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、 当該申立てに対する審判が 確定してい Ł

る措置が採られていないもの

- 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者 (前号に掲げる者を除く。
- \equiv 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行われている者(前二号に掲げる者を除く。
- ⑤·⑥ ⑥

第三十三条 るため、 保護を行わせることができる。 又は児童の心身の状況、 児童相談所長は、 必要があると認めるときは、 その置かれている環境その他の状況を把握するため、 第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図 児童の一時保護を行い、 又は適当な者に委託して、

- 2 义 な者に当該 「るため、 都道府県知事は、 又は児童の心身の状況、 一時保護を行うことを委託させることができる。 必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置を採るに至るまで、 その置かれている環境その他の状況を把握するため、 児童相談所長をして、 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を 児童の一 時 保護を行 わ せ、 又は適
- 3 前二項の規定による一時保護の期間は、 当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- 4 行うことができる。 前 項の規定にかかわらず、 児童相談所長又は都道府県知事は、 必要があると認めるときは、 引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を
- (5) 0 祉 道 親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、 審 !府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、 前項の規定により引き続き一 議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童 時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合にお この限りでない。 都道府県知事 いては、 児童 は、 相談所 都道府県児 長又は都 童福
- 6 げ る措置を採るに至るまで、 児童相談所長は、 特に必要があると認めるときは、 引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。 第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの 間 次に掲
- 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。 特に必要があると認めるときは、
- 7 条第四項の 都道府県知事は、 規定による措置を採るに至るまで、 児童相談所長をして、 第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの 引き続き一時保護を行わせ、 又は 一時保護を行うことを委託させることが
- 8 0) 児童相談所 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 長は、 特に必要があると認めるときは、 以下この項及び次項において同じ。 第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、 保護延長者 (児童以外の満 一十歳に満 たない 又は保 者

保護を行わせることができる。 延 長者の心身の状況、 その置き かれている環境その他の状況を把握するため、 保護延長者の 一時保護を行い、 又は適当な者に委託 して、 当該 時

- る措置が採られていないもの 又は当該申立てに対する承認 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、 の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定によ 当該申立てに対する審判が 確定してい な ŧ
- 第三十一条第一 一項から第四項までの規定による措置が採られている者 (前号に掲げる者を除く。)
- 9 切 な保護を図るため、 保護を行わせ、 都道府県知事は 又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。 特に必要があると認めるときは、 又は保護延長者の心身の状況、 その置かれている環境その他の状況を把握するため、 第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、 児童相談所長をして、 保護延長者の安全を迅速に 保護延 長者の 確保し適
- (10) 第六項から前項までの規定による一時保護は、 この法律の適用については、 第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の六 (略

- ②·③ (略)
- 4 らの者に対し、 受けた児童又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、 都道府県は、 児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。 第二十五条の七第 項第三号若しくは第二項第四号、 第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を 必要があると認めるときは、
- ⑤・⑥(略)
- 第三十三条の七 条の二第 請求は、 これらの規定に定める者のほか、 項、 第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者 児童相談所長も、 以下 これを行うことができる。 「児童等」という。 親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消 の親権者に係る民法第八百三十四条 本文、 第八百三十四
- 第三十三条の九 による未成年後見人の 児童等の 解任の請求は、 未成年後見人に、 同条 不正な行為、 に定める者のほか、 著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、 児童相談所長も、 これを行うことができる。 民法第八百四十六条の規定
- 第三十三条の十 障害児入所施設 この法律で、 児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、 被措置児童等虐待とは、 小規模住居型児童養育事業に従事する者、 その職員その他の従業者、 里親若しくはその同居人、 指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者 乳児院、 児童 養護施設

時保護が行われた児童 は 第 第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、 二項の委託を受けて児童 (以下「被措置児童等」という。) について行う次に掲げる行為をいう。 の一時保護を行う業務に従事する者 (以 下 「施設職員等」と総称する。 当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しく が、 委託された児童、 入所する児童又は

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 同居人若しくは生活を共にする他の児童のよる前二号又は次

号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

兀 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

一 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号) (抄)

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 (略)

2 上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、 国及び地方公共団体は、 児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、 その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、 児童福祉施設の職員、 医師、 研修等必要な措置を講ずるものとする。 保健師、 弁護士その他児童の 福 祉 に職 務

3~7 (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 他児童の福祉に職務上関係のある者は、 学校、 児童福祉施設、 病院その 他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、 児童虐待の早期発見に努めなければならない。 児童福 祉施設の職員、 医師、 保 健 師

2 · 3 (略

(面会等の制限等)

る施設の長は、 ると認めるときは、 三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置 厚生労働省令で定めるところにより、 児童相; 談 所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の 当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため (以下「施設入所等の措置」という。 措置に係る同号に規定す 一部を制限することがで が採られ、 又は同法: 必要があ

さる

- 一 当該児童との面
- 二 当該児童との通信

児童相談所長は

当該保護者に対し、

当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

- 項の施設の長は、 同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置 当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは (児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。) が採られ、 当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれ 又は同法第三十三条第一 項 若

第十二条の二 告を行うに至るまで、 かわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童に 採られた場合において、 て当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置 同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、 当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにも (児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。 又は適当な者に委託して、 当該 以下この項にお 児童相談所長は、 時保護を行わせることが 7 次項の 報 が

十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道 児童相談所長は、 前項の一 時保護を行った、 又は行わせた場合には、 府県知事に報告しなければならない。 速やかに、 児童福祉法第二十六条第 一項 第一号の規定に基づき、 同 法 第

とその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、 施設入所等の に委託して、 あると認められるにもかかわらず、 一号の規定に基づき、 一時保護を行わせている場合(前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。)において、 措置 児童相談所長は、 を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれ 同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなけ 児童福祉法第三十三条第一項の規定により、 当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、 児童虐待を受けた児童について一時保護を行ってい 当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従 速やかに、 ればならない 同法第二 当該児童について る、 一十六条第一項 又は わないこ 適当な者

か 第十二条第一項の規定により、 厄 都道 府県知 事は、 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置 当該児童虐待を行った保護者について、 同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、 (児童福祉法第二十八条の規定によるものに限 る。 が 児童

定 含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。 んめて、 若しくは居所 の防 当 止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、 該 保護者に対し、 就学する学校その 当該児童の住所若しくは居所、 他その通常所在する場所 就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、 (通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路 厚生労働省令で定めるところにより、 六月 又は当該児 を超えな 1 期間 の住

- は、 都道府県知事は、 六月を超えない期間を定めて、 前項に規定する場合において、 同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。 引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるとき
- 3 都道府県知事は、) は、 行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 第 項の規定による命令をしようとするとき (前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするとき 聴聞を行わなければならな
- 4 第一 項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。 は、 厚生労働省令で定

る事項を記載した命令書を交付しなければならない。

- 5 三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、 間 (された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が が経過する前に同条第一 項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、 第一 項の規定による命令が発せられたときであって、 当該命令は、 解除され、 その効力を失う。 停止され、 若しくは 同法第二十八条第 当該命令に係る 他 同 様とする。 に変
- 6 その命令を取り消さなければならない 都道府県知事は 第 項の規定による命令をした場合において、 その必要がなくなったと認めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより

資料又は情報の提供)

第十三条の四 カゝ を除く。) 当該市町村長、 他児童虐待の防 都道府県の 利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。 に係る児童 並びに医師、 設置する福祉事務所の 地方公共団 都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用 止等に係る当該児童、 その 看護師、 体 保護者その の機関及び 児童福祉施設の職員、 他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、 病院、 その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、 診療所、 児童福祉施設、 学校の教職員その他児童の医 学校その 他児童の医 ただし、 療、 当該資料又は情報を提供することによって、 福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、 療、 福祉又は 教育に関 これらの者の置 係する機関 当該資料又は情報について この限りでない。 、地方公共 当該資料又 団 る環境そ 市 体 町 村

(延長者等の特例)

次に掲げる行為 同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみな 第十一条第一 児童 延 福祉 長者を現に監護する者 (以下この項において「延長者虐待」という。) については、 法第三十一 項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。 条第四項に規定する延長者 (以下この項において (以下この条において「延長者」という。 「延長者の監護者」という。) 延長者を児童と、 及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う 延長者の監護者を保護者と、 延長者の親権を行う者、 延長者虐待を児童虐

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 延長者の監護者以外の同居人による前 一号又は次号に掲げる行為と
- 兀 を与える言動を行うこと。 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、 延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その 他 の延長者に著しい 心 理的 外傷

2

- 適用する。 第二項の規定による措置と、 長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において ・後見人その他の者で、 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者 第十一条第四項、 延長者等虐待を児童虐待と、 第十二条から第十二条の三まで、 延長者等を現に監護する者 同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみない。 同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一 (以下この項において「延長者等の監護者」という。) 及び延長者等の監護者がその監護 第十三条第二項から第四項まで、 「延長者等虐待」という。)については、 (以下この項において「延長者等」という。)、 第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の 延長者等を児童と、 延長者等の親 項第一 号から第三号まで又は 延長者等の監護者を保 権を行う 五. の規定を する 未成
- 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行
- 兀 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、 外傷を与える言動を行うこと。 延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著し 心理
- 三 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(抄)

判 項

第三十九 家庭 裁判 所は、 この編に定めるところにより、 別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項につい て、 審判をする。

判の 告知及び 効力の発生等)

第七十四条 で告知しなけ 判は、 ればならない。 特別の定めがある場合を除き、 当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、

(略

(手続行為能力

第百 後見人となるべき者及び成年被後見人は、 一十八条 であって、 ら手続行為をすることができる。 次に掲げる審判事件 保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、 (第 その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の 一号、 第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、 第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。) にお 同様とする。 同意を得ることを要するものに限る。 法定代理人によらずに、 いては、 成年被

後見開始 の審判事件

後見開始の審判の取消 しの審判事件 (別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

三 成年後見人の選任の審判事件 (別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。

兀 成年後見人の 解任の 審判事件 (別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。 第百二十七条第 項に おいて同じ。

成年後見監督 人の選任の審判事件 (別表第一の六の項の事項についての審判事件をいう。

成年後見監督人の解任の審判事件 (別表第一 の八の項の事項についての審判事件をいう。 第百二十七条第五項において同じ。)

七六五 成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件 (別表第一の十二の項の事項についての審判事件をいう。

八 、 う。 以下 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律 第百二十三条の二におい 郵 便物等」 という。 0) て「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。) 配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件 (平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物 (別表第一の十二の二の項の事項についての 審判事件

九 成年後見の事務の監督の審判事件 (別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいう。

第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の 審判事件 別 表第 0) 十五 一の項の 事項につい ての審判事件を いう。 第百 五.

項及び第 一項において同じ。

管轄)

第二百三十四条 童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。 び都道府県の 措置の期間の 都道府県の措置についての承認の審判事件 更新についての承認の審判事件 (同表の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。 (別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。 次条において同じ。 次条において同じ。)は、 児 及

(手続行為能力)

第二百三十五条 及び都道府県の措置の期間 第百十八条の規定は、 の更新についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、 都道府県の措置についての承認の審判事件 (当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含 児童に対し親権を行う者、 児童の未成年後見人及

(陳述及び意見の聴取)

児童について準用する。

第二百三十六条 合には、 申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、 家庭裁判所は、 都道府県の措置についての承認又は都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てについての審判をする場 前条に規定する者 (児童にあっては、 十五歳以上のもの

に限る。)の陳述を聴かなければならない。

2 意見を求めることができる。 前項の場合において、 家庭裁判所は、 申立人に対し、 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人の陳述に関 する

(審判の告知)

第二百三十七条 児童を現に監護する者、 都道府県の措置についての承認又は都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判は、 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。 第七 十四条第 項に規定する者のほ カ

(即時抗告)

第二百三十八条 次の各号に掲げる審判に対しては、 当該各号に定める者は、 即時抗告をすることができる。

- 都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
- 二 都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判 申立人
- 三 都道 府県 0 措 置 0 期 間 0 更新についての承認の審判 児童を現に監護する者、 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

申立人

四 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判

(都道府県の措置についての承認の審判事件を本案とする保全処分)

第二百三十九条 就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。) 者に対し、当該児童の住所若しくは居所、 当該児童の保護のため必要があるときは、 成十二年法律第八十二号)第十二条第一項の規定により当該児童の保護者について同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、 項の規定による一時保護が行われている児童について都道府県の措置についての承認の申立てがあり、 いかいしてはならないことを命ずることができる。 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあっては、 当該申立てをした者の申立てにより、 就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、 高等裁判所) は、 承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) かつ、児童虐待の防止等に関する法律 又は当該児童の住所若しくは居所、 第三十三条第二 の付近を 当該保護

別表第一 第二百三十二条、 百五十条、第百五十九条—第百六十二条、第百六十四条、第百六十五条、 第百八十八条、 (第三十九条、 第二百三十四条、 第百八十九条、 第百十六条—第百十八条、 第二百四十条—第二百四十四条関係 第二百一条—第二百三条、 第百二十八条、 第二百九条、 第百二十九条、 第百六十七条、 第二百十六条、 第百三十六条、 第百六十八条、第百七十六条、 第二百十七条、第二百二十五条—第二百二十七条 第百三十七条、 第百四十五条、 第百七十七条、 第百四十 第百八十

	(略)	
児童福祉法第二十八条第二項ただし書	都道府県の措置の期間の更新についての承認	百二十八
児童福祉法第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書	都道府県の措置についての承認	百二十七
		児童福祉法
	(略)	
根拠となる法律の規定	事項	項

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 権喪失の審判をすることができる。 益を著しく害するときは、 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の 家庭裁判所は、 ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。 子、 その親族、 未成年後見人、 未成年後見監督人又は検察官の請求により、 その父又は母について、 親 利

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、 その父又は母について、 親権停止の審判をすることができる。 家庭裁判所は、 子、 その親 族 未成

2 家庭裁判所は、 事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、 親権停止の審判をするときは、 親権を停止する期間を定める。 その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、 子の心身の状態及び生活の状況その 他 切

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、 その父又は母について、 管理権喪失の審判をすることができる。 家庭裁判所は、 子、 その 親族、 未成年

规権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し)

第八百三十六条 請求によって、 それぞれ親権喪失、 第八百三十四条本文、 親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。 第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、 家庭裁判所は、 本人又はその親族の

(後見人の解任)

第八百四十六条 はその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、 後見人に不正な行為、 著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、 これを解任することができる。 家庭裁判所は、 後見監督人、 被後見人若しく